

(1) 重点的フォローアップ事項

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
① 農業協同組合改革の確実な実施									
1	農業協同組合改革の 確実な実施	連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投球していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。	平成28年度以降措置	農林水産省	措置済	連合会・単協の事業及び組織の在り方についての連合会・単協の構成員と役員との徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識啓発を図り、連合会・単協自己改革の取組を促進するものとする旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が第189回国会において成立・公布(平成27年9月4日)、平成28年4月1日施行。 農協に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底並びに自己改革の推進を図るため(改正農協法附則51条第1項)、農協関係者や担い手農業者などを対象とした説明会を全国で計126回開催。	—	要 フォ ロー 継続	実際の運用状況について要フォロー。
2	中央会制度から新たな制度への移行	農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・農協法上の中央会制度は、制度発足時の状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	農協法上の中央会制度の廃止等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。
3	全農等の事業・組織の見直し	全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。 その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	全農・経済連が農協出資の株式会社に転換することを可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
4	単協の活性化・健全化の推進	<p>単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用の推進を図る。</p> <p>あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。</p> <p>全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。</p> <p>また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。</p> <p>さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。 	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁	措置済	<ul style="list-style-type: none"> ・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする ・単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農業協同組合等の業務の代理を行うことができるものとする等と内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。
5	理事会の見直し	<p>農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。</p> <p>併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。</p>	平成26年度検討・結論	農林水産省	措置済	<p>理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者でなければならないこと、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。</p>	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
6	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なのは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す ただし、農 林中金・信 連・全共連 は平成26年 度検討開始	農林水産省 金融庁	措置済	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 農林中金・信連・全共連については、農協改革の法制度の骨格(平成27年2月13日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。
7	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度 検討開始	農林水産省	措置済	改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。
8	他団体とのイコールフットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度 検討・結論	農林水産省	措置済	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコールフットイングの確保に向けた取組をしているところ。 また、平成27年5月1日付けで「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

1	指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。 このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。	平成28年秋までに検討、結論	農林水産省	措置済	平成28年11月29日、農林水産省地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定。また、当該プログラムを踏まえ、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案」が平成29年3月3日に閣議決定され、国会に提出済み。 ＜法律案の概要＞ (1)畜産経営の安定に関する法律の一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構は、生乳受託販売、生乳買取販売を行う事業者又は自ら生産した生乳の乳業者に対する販売等を行う事業者に対し、当該事業者が取り扱う加工原料乳につき、生産者補給交付金又は生産者補給金を交付することができることとする等 (2)独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正 生産者補給金等の交付及び指定乳製品等の輸入の業務を追加 (3)加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止	今後、国会において法案審議を予定している。	要 フォ ロー 継続	・制度改正の内容について、政省令及び通知の規定内容も含め要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。
2	バター等乳製品のモニタリング等の強化①	国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省	措置済	平成28年9月に、ALICに対し、バターのモニタリングを強化する旨の通知を発出した。 ALICでは、これを受けて、平成28年9月に発表したバターの追加輸入分から、売渡の際に、落札者に対し、最終実需者までの流通計画を提出させ、その内容の確認を行っている。	引き続き、国家貿易で輸入するバターについて、 ・ALICは、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、その計画が着実に履行されるよう、落札者に実績を報告させ、その内容を確認し、国に報告する。 ・国は、ALICからの報告内容の確認を行う。	要 フォ ロー 継続	実際の運用状況について要フォロー。
3	バター等乳製品のモニタリング等の強化②	バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省	措置済	平成28年9月に、ALICに対し、バターのモニタリングを強化する旨の通知を発出した。 これを受けて、ALICは、 ①実施しているバターの店頭調査について、購買点数の制限の実施状況を調査項目に追加するとともに、実施回数を増やした。 ②実施しているバターの需給調査において、種類別(業務用及び家庭用)の生産量及び消費量を公表した。	引き続き調査を実施する。	要 フォ ロー 継続	実際の運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
4	LL(ロングライフ)牛乳の製造認可の審査事項の見直し	バルククーラーの冷却の向上等を確認の上、48時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検討し、所要の通知の手当を行う。なお、見直しの検討に必要な科学的なデータの収集は、事業者と協力を求めながら行う。	遅くとも平成29年度までにデータ収集、必要なデータが揃った時より半年から1年で結論	厚生労働省	未措置	平成29年3月31日開催の薬事食品衛生審議会乳肉水産食品部会において、常温保存可能品の原料乳の乳処理施設までの搬入時間について、以下の見直し案の報告を行った。 ・現行の「搾乳後から処理施設における受乳までの時間が48時間以内のもの」に加えて、「原料乳を3℃以下に管理し、搾乳から受乳までの時間が96時間以内であること(事前に各段階での温度管理について検証すること)」を審査事項に追加する。	速やかに所要の通知改正を実施。	解決	左記の改正に関する通知を平成29年5月に発出済み。

③生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組

1	「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組	以下の事項等について検討を進め、具体的な方策について結論を得る。 a 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策 ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた生産資材メーカーの取組 ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策 b 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立 ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策 ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルート構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場などの取組 ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策	平成28年秋までに具体的な方策について検討・結論	農林水産省 経済産業省	措置済	平成28年11月29日、農林水産省・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定。 また、当該プログラムを踏まえ、「農業競争力強化支援法案」が平成29年2月10日に閣議決定され、国会に提出済み。 <法律案の概要 抜粋> ○国が講ずべき施策 (1)良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策 ①農業資材事業に係る事業環境の整備 ア 農業資材に係る規制の見直し イ 農業資材に係る開発の促進 ウ 少量多品種な生産資材の銘柄集約のための地方公共団体等の基準の見直し エ 種子その他の種苗に係る民間事業者による生産及び供給等の促進 ②農業資材事業に係る事業再編又は事業参入の促進 ③農業資材の調達等に必要情報の入手の円滑化 (2)農産物流通等の合理化に関する施策 ①農産物流通等事業に係る事業環境の整備 ア 農産物流通等に係る規制の見直し イ 農産物流通等に係る規格の見直し ウ 農産物流通等の効率化に資する情報通信技術その他の技術の活用促進 ②農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進 ③農産物の直接販売の促進 ④農産物の出荷等に必要情報の入手の円滑化 ⑤農産物の品質等についての適切な評価	法案が成立すれば、3月以内に施行予定。	解決	具体的施策については規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)の通り平成28年秋までに結論が得られ、農業競争力強化支援法案が国会に提出された。今後、同法の運用状況等について、規制改革推進会議として注視していくこととする。
---	--	---	--------------------------	----------------	-----	---	---------------------	----	--

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
2	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	平成28年度以降措置	公正取引委員会 農林水産省	措置済	a 公正取引委員会及び農林水産省は、農業者、農協関係者、商系業者等に対して、平成28年11月から平成29年3月までの間、全国12か所で農業分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を開催するとともに、同説明会において、情報受付窓口を案内・周知した。 また、平成29年3月31日現在において、農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口へ寄せられた情報の件数は、68件である。 b 公正取引委員会は、「農業分野タスクフォース」において、土佐あき農業協同組合に対して審査を行ってきたところ、平成29年3月29日、同組合に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。 また、平成28年度は、農業分野において、5件の注意を行った。	今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。	要 フォ ロ一 継 続	農業者等からの情報受付窓口の運用状況並びに農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る調査及び同法違反に対する取締りの状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

④労使双方が納得する雇用終了の在り方

1	労使双方が納得する雇用終了の在り方	<p>現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。</p> <p>a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。</p> <p>b 労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。</p> <p>c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」(平成27年3月25日規制改革会議)に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。</p>	a及びb 平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 c 平成27年中、可能な限り速やかに検討開始	a 厚生労働省 b及びc 厚生労働省及び法務省	a措置 b措置 c検討中	<p>a 平成27年3月26日付け事務連絡「紛争調整委員会によるあっせんの参加率向上のための留意事項について」を都道府県労働局総務部長あてに発出し、各労働局において、あっせんの参加勧奨を実施してきた。</p> <p>毎年度、複数の労働局に対して業務指導を行い、対象労働局における参加勧奨の実施状況を確認してきている。</p> <p>その業務指導の結果を踏まえて、引き続き積極的な参加勧奨の実施を各労働局に会議で指示した。</p> <p>b 厚生労働省と法務省が連携し、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県労働委員会の取組等を周知するためパンフレットを作成。法テラス、地方裁判所等に配布し、法テラス等においても活用。 ・都道府県労働委員会のあっせんの打ち切り時に円滑に司法的解決手段の利用につなげられるよう、紛争解決機関等の一覧や特徴等を都道府県へ情報提供。 ・都道府県労働委員会と司法関係者との研修等における協力を推進。 <p>c 平成27年10月に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を開催し、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者を幅広く参集した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策や、 ・解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性 <p>について検討を進めているところ。</p>	a 今後とも、都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上については、都道府県労働局に対し、引き続き参加率の向上を図るよう、必要な指示を行うとともに、検討会における結論を踏まえて参加率向上に向けた方策について検討していく。 <p>b 検討会における議論の結論等を踏まえた上で、労働委員会の活用促進等に向けた方策について検討していく。</p> <p>c 検討会において可能な限り早期に結論を出し、労働政策審議会の議論を経た上での所要の制度的措置を講じる予定。</p>	要 フ オ ー 継 続	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。
---	-------------------	---	---	----------------------------	--------------------	--	---	----------------------------	---

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

⑤診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

1	診療報酬の審査の在り方に関する検討組織の設置と具体的検討	現在の社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直す。このため、以下の要件を満たす検討組織を設置し、論点と検討の方向性を示した上で、平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得る。 a 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保の実現を担う検討組織を設置し、検討組織の事務局には、支払基金及び支払基金の利害関係者を含めない。 b 検討組織の構成員は、ICTによる業務効率化の専門家やコスト意識の高い企業経営者など、専門性の高い外部の有識者とする。また、支払基金関係者は構成員としない。		厚生労働省	措置済	規制改革実施計画を踏まえ、厚労省において、ICTの専門家や企業経営者、外部の有識者等を構成員とする「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」を立ち上げ、 ○平成28年4月25日に第1回を開催 ○その後、合計18回(本会で9回、2つのワーキンググループで9回)を開催し議論 ○同年12月26日に議論をとりまとめ ○平成29年1月12日に報告書を公表	-	解決	閣議決定どおり対応が行われている。
2	診療報酬の審査の在り方の見直し	社会保険及び国民健康保険の診療報酬の審査において、ICTの最大限の活用により人手を要する事務手続を極小化し、業務の最大限の効率化、高精度化、透明性の向上、並びに医療機関及び保険者の理解促進を図るため、以下のa~iについて具体的に検討し、結論を得る。 a 医師の関与の下で、全国統一かつ明確な判断基準を策定すること b 上記判断基準に基づく精度の高いコンピューターチェックの実施を可能とすること(医学的判断を要する審査対象を明確化すること) c コンピューターチェックに適したレセプト形式の見直しを行うこと d レセプトの請求段階における記載漏れ・誤記などの防止措置を構築すること e 審査結果の通知及び審査基準の情報開示をICTの活用により効率的に行うこと f 医師による審査における医学的判断を集約し、継続的にコンピューターチェックに反映する仕組みを構築すること g 医師による審査及び合議のオンライン化や、審査結果等のデータ蓄積を自動化し、統計的な分析結果の参照や過去事例の検索や人工知能の活用などにより、医学的判断を要する審査手続の効率化、高度化を行うこと	a~iにつき平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	検討中	診療報酬の審査の在り方の見直しについては、有識者検討会報告書において ○ 支払基金の「システム刷新計画」については、全面的な見直しを行い、あるべき業務の姿を見据えた新たなシステムの設計・構築を行う。 ○ コンピュータチェックルール等について差異の見える化を行い、審査基準の継続的な統一化に向けて、定期的なPDCAを回していくことによりコンピュータチェックルール等の統一化を図る。 ○ 審査支払機関のレセプト審査におけるコンピューターチェックの寄与度を高め、徹底的な審査業務の効率化を行うとともに、地域ごとに差異のある審査基準の統一化を進める。 ○ 具体的なシステムの基本設計については、支払基金内に選任のCIOとそれを支援するICTの専門家によるタスクフォースを設置の上、以下の提言を踏まえ、新システムは機能が分解可能で、かつ、アクセスやオペレーション方法が柔軟で変化への対応に優れているアーキテクチャとする。 ①審査におけるコンピューターチェックを医療機関等において行う仕組み ②コンピューターチェックに適したレセプト形式への見直し ③コンピューターチェックルールや付箋貼付状況の差異に係る継続的な見える化等	有識者検討会での検討内容を踏まえ、平成29年春に「支払基金業務効率化計画・工程表」及び「ビッグデータ活用推進計画・工程表」の基本方針を取りまとめることとしている。	要 フォ ロー 継続	有識者検討会報告書において、審査の一元化について、両論併記となっており、結論が出ていない。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
	診療報酬の審査の在り方の見直し(続き)	h 医学的な判断が分かれるなどの理由から審査結果に疑義がある場合について、医療機関及び保険者からの請求に基づく医師による再審査の仕組みを効率化、高度化すること i 社会保険及び国民健康保険のレセプト情報の共有化及び点検条件の統一化を図ること				④コンピュータチェックの統一化に向けて、効果的な検討を推進するためのシステム環境等の整備 ⑤審査プロセス全体のオンライン化 等の提言がなされた。			
3	組織・体制の在り方の見直し	医療費の円滑で適切な審査・支払を維持しつつ、社会全体として効率的な組織・体制の在り方を追求する観点から、現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直すため、以下のa～cについて具体的に検討し、結論を得る。 a 「診療報酬の審査の在り方の見直し」の検討を踏まえた上で、現行の支払基金が担っているとされる各業務(特に、職員による点検事務及び説明・指導)について要否を検討し、不要・非効率な業務を削減すること b aで必要とされる業務のうち、効率的な運営を図るため、支払基金以外の者(民間企業を含む)を保険者が活用することが適切な業務の有無を検討し、当該業務がある場合の具体的な活用の仕組みを構築すること c aで必要とされる業務のうち、bの検討を経て支払基金が担うことが適切な業務がある場合には、その具体的な組織・体制等の在り方(業務拠点も含めた職員及びシステムなどの体制、業務範囲、法人形態、ガバナンス体制、事務費負担の在り方、法規制の在り方等)を検討すること	平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	検討中	○有識者検討会報告書において、上記2のとおり、支払基金の審査業務の在り方については、審査におけるコンピュータ寄与度を高め、徹底的な業務効率化を図ることとし、これを踏まえ、支部組織の在り方についてその規模を必要最小限のものとする提言された。 ○また、支払基金において業務改革が進まない場合には、支払基金以外の民間事業者の活用も含めて、あるべき業務の担い手としてどのような組織・体制が適しているかをゼロベースで検討すべきであることも提言された。 ○支払基金の組織・体制の在り方については、支部の組織体制の在り方、審査の一元化、組織のガバナンス強化等について議論され、具体的には今後策定する「支払基金業務効率化計画・工程表」の中で新たなシステム刷新計画等も見据えた、スケジュールや内容を盛り込むこととされている。	有識者検討会での検討内容を踏まえ、平成29年春に「支払基金業務効率化計画・工程表」及び「ビッグデータ活用推進計画・工程表」の基本方針を取りまとめることとしている。	要 フ オ ロ 継 続	有識者検討会報告書において、支部組織の在り方について、両論併記となっており、結論が出ていない。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

⑥通訳案内士制度の見直し

1	通訳案内士制度の見直し	訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。	平成28年度中に法案提出	国土交通省	措置済	通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続させること、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーターについて登録制度を設けること等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」を平成29年通常国会に提出済。	—	要フォロー継続	法施行状況について注視していく。
---	-------------	---	--------------	-------	-----	---	---	---------	------------------

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
⑦民泊サービスにおける規制改革									
1	民泊サービスにおける規制改革	<p>適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービス(住宅(戸建住宅及び共同住宅)を活用した宿泊サービスの提供。以下「民泊」という。)が推進できるよう、以下の1.～3.の枠組みにより、類型別に規制体系を構築することとし、各種の「届出」及び「登録」の所管行政庁についての決定を含め、早急に法整備に取り組む。この新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法(昭和23年法律第138号)とは別の法制度とする。</p> <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行後、その状況に応じた見直しを必要に応じて行うこととする。 ・「届出」及び「登録」の手続はインターネットの活用を基本とし、マイナンバーや法人番号を活用することにより住民票等の添付を不要とすることを検討するなど、関係者の利便性に十分配慮する。 ・既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討する。 <p>1. 民泊の類型 (1)家主居住型 <要件> ①個人の生活の本拠である(原則として住民票がある)住宅であること。 ②提供日に住宅提供者も泊まっていること。 ③年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱い得るようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。</p> <p><枠組み> ○届出制とし、以下の事項を義務化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者名簿の作成・保存 ・衛生管理措置(一般的な衛生水準の維持・確保) ・外部不経済への対応措置(利用者に対する注意事項(騒音、ゴミ処理等を含む)の説明、民泊を行っている旨の玄関への表示、苦情等への対応など) 	平成28年上期検討・結論、平成28年度中に法案を提出	厚生労働省 国土交通省	措置済	<p>「民泊サービス」に係るルール整備については、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずること等を内容とする「住宅宿泊事業法案」を平成29年通常国会に提出済。</p> <p>なお、既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについて、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合等の措置を講じること等を内容とする「旅館業法の一部を改正する法律案」を平成29年通常国会に提出済。</p>	—	要 フォ ロー 継続	両法案について、成立後の施行状況を、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
	民泊サービスにおける 規制改革(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・(集合住宅(区分所有建物)の場合)管理規約違反の不存在の確認 ・(住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合)賃貸借契約(又貸しを認めない旨の条項を含む)違反の不存在の確認 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 ○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととする。可能とする。 ○宿泊拒否制限規定は設けない。 (2)家主不在型 <要件> ①個人の生活の本拠でない、又は個人の生活の本拠であっても提供日に住宅提供者が泊まっていない住宅であること。(法人所有のものも含む。) ②年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱えるようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。 ③提供する住宅において「民泊施設管理者」が存在すること。(登録された管理者に管理委託、又は住宅提供者本人が管理者として登録。) <枠組み> ○届出制とし、民泊を行っている旨及び「民泊施設管理者」の国内連絡先の玄関への表示を義務化する。 ○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととする。可能とする。 ○宿泊拒否制限規定は設けない。 <p>2. 民泊施設管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <枠組み> ○登録制とし、以下の事項を義務化する。 ・利用者名簿の作成・保存 ・衛生管理措置(一般的な衛生水準の維持・確保) ・外部不経済への対応措置(利用者に対する注意事項(騒音、ゴミ処理等を含む)の説明、苦情等への対応など) 							

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
	民泊サービスにおける 規制改革(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・(集合住宅(区分所有建物)の場合)管理規約違反の不存在の確認 ・(住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合)賃貸借契約(又貸しを認めない旨の条項を含む)違反の不存在の確認 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 ○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。 <p>3. 仲介事業者 ＜枠組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登録制とし、以下の事項を義務化する。 ・消費者の取引の安全を図る観点による取引条件の説明 ・当該物件提供が民泊であることをホームページ上に表示 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 ○届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。 ○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするともに、不正行為への罰則を設ける。 							
2	小規模宿泊業のための 規制緩和③(インター ネットを通じ宿泊 者を募集する一般住 宅、別荘等を活用した 宿泊サービスの提供)	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討開始、平成28年結論	厚生労働省	措置済	「民泊サービス」に係るルール整備については、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずること等を内容とする「住宅宿泊事業法案」を平成29年通常国会に提出済。なお、既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについて、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合等の措置を講ずること等を内容とする「旅館業法の一部を改正する法律案」を平成29年通常国会に提出済。	—	要 フォ ロー 継続	両法案について、成立後の施行状況を、要フォロー。

⑧地方における規制改革

1	地方における規制改革	地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。	平成28年度以降検討	内閣府 (規制改革推進室)	検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月6日の規制改革推進会議において、「地方における規制改革」に関するこれまでの経緯について事務局から説明の上、意見交換を行い、議長から、「次にこのテーマを扱うときは、書式・様式に焦点を当てて議論してはどうかと思う」旨の発言があった。 ・以後、「地方における規制改革」に関する進め方について、関係各所との調整及び検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の書式・様式に関し、規制改革推進会議において、地方六団体との意見交換を行った上で、今後の進め方について検討予定。 	要 フォ ロー 継続	地方の書式・様式に関する改善方策の検討に係る各省庁の取組状況について要フォロー。
---	------------	---	------------	------------------	-----	--	---	---------------------	--

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

⑨「地方版規制改革会議」の設置

1	「地方版規制改革会議」の設置	規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。	—	内閣府 (規制改革 推進室)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革会議議長名で発出。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向等を伺うアンケートを実施。 ・同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を発出。 ・平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革会議議長及び事務局で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会を往訪・要請。 ・平成28年1月13日、規制改革会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・閣議決定の関係部分の抜粋、要請文書等を掲載。 ・平成28年1月14日、まち・ひと・しごと創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の事務方に対し、規制改革会議事務局から会議設置の検討を要請。 ・平成28年6月28日、規制改革会議ホームページに、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組、各自治体ホームページへのリンクを掲載(以後、各自治体の取組状況を確認の上、更新)。 ・「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。 ・地方自治体における主な取組状況は、以下のとおり。 (茨城県)平成28年4月1日、茨城県行財政改革推進懇談会に規制改革部会(地方版規制改革会議)を設置 (徳島県)平成28年4月22日、徳島県規制改革会議(「vs東京」実践委員会規制改革部会)を設置 (静岡県)平成28年11月1日、「ふじのくに」規制改革会議本部会議を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方版規制改革会議」設置について検討の意向を示している地方自治体に対し、引き続き、検討状況の確認を行うつつ、働きかけを進める。 ・「地方版規制改革会議」が設置された地方自治体に対し、求めに応じて必要な支援を行う。 ・規制改革推進会議ホームページに掲載している、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組について、引き続き、取組状況の確認及び更新を行い、全国に発信することにより、取組の拡大を図る。 	要 フ ォ ロ 継 続	地方自治体における「地方版規制改革会議」設置に向けた検討及び取組の状況について要フォロー。
---	----------------	--	---	----------------------	---	--	--	----------------------------	---

(2)その他のフォローアップ事項

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】

1. エネルギー・環境分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	

①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

・電力システム改革

2	電力システム改革	電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。	(1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～32年までを目途に実施	経済産業省	一部措置済	改革の3本の柱のうち、(1)については、電力広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立し、平成27年4月1日の同法律の施行に伴い、電力広域的運営推進機関を設立した。 また、(2)については、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立し、平成28年4月1日の同法律の施行に伴い、電力小売全面自由化を実施した。 さらに、(3)については、平成27年3月に法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号)が平成27年6月に成立した。平成27年9月1日の同法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すための、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会を設立した(平成28年4月からガス事業及び熱供給事業に関する事務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称している。) なお、制度の詳細については、経済産業省の電力・ガス取引監視等委員会および総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会等にて検討を進めている。	(3)を中心とした電力システム改革の詳細な制度設計について、引き続き、電力・ガス取引監視等委員会および電力・ガス基本政策小委員会等において検討を進めていく。
---	----------	---	---	-------	-------	---	--

②次世代自動車の世界最速普及

・燃料電池自動車

57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるように、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	検討中	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。
----	--	--	--	-------	-----	--	--

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
58	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置、国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」案が、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択され、平成27年6月に同規則が発効。平成28年6月に国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年六月三十日経済産業省令第八十二号)等の制定等を行い、国内導入を行ったところ。	—
			国土交通省	措置済	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」案が、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択され、平成27年6月に同規則が発効。これを受け、経済産業省と連携を取りながら、平成28年6月17日に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)等の改正を行い、国内導入を行った。	—	
66	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	省令等の改正を行うにあたり、課題があったため業界団体において検討を実施。具体的には、高圧ガスの入った容器は、定期的に容器再検査を受けなければならない、高圧ガスの充填時には、容器再検査に合格し、有効期間内であることを確認することとなっている。これに加え、四輪自動車の場合は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令)に基づき容器再検査に合格していることを車検の要件としているため、容器再検査の実施が担保されている。一方で、軽自動車に分類される二輪自動車においては、車検が実施されないため、容器再検査が未実施とならないための追加の対策が必要であり、業界団体において検討を実施し、対策につき結論を得たところ。	容器保安規則等の改正を行い、平成29年5月上旬に公布・施行予定。
67	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	民間団体にて、燃料電池自動車の衝突や火災事故後の車の安全な処理のために、容器の安全性の確認方法の研究及び容器からのガス抜きの実施しており、これらを踏まえガイドラインを作成中。 なお、現時点で、法令の基準改正を要する課題はない。このため、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を踏まえ、民間団体でのガイドライン制定をもって措置と整理。	民間団体にてガイドラインを策定中。
・天然ガススタンド							
68	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	総務省 経済産業省	措置済	「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(事務局:消防庁)における結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成29年月1月26日総務省令第3号)を公布・施行し、停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を整備した。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
③低炭素社会・循環型社会の実現							
・排出係数							
70	グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し	電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、電気事業者において検討される具体的な料金メニューの内容や固定価格買取制度における排出係数調整の考え方も踏まえつつ、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数を算定・報告することや、需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告することについて検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論	経済産業省 環境省	措置済	「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の第10回(平成27年2月13日)、第11回(同年3月19日)、第12回(平成28年6月17日)にて検討を行い、パブリックコメント実施した上で、平成28年12月27日に通達「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」を改正し、料金メニューに応じたCO2排出係数(メニュー別排出係数)の算出・公表に係る具体的方法を定めた。 ※電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(平成28年12月27日経済産業省産業技術環境局長・資源エネルギー庁長官・環境省地球環境局長通達) http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/cm_ec_H28/full.pdf ※温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/kento http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment.html#meti0004568	当該通達に沿って、メニュー別排出係数の算出・公表に係る運用を適切に実施していく。
・冷媒							
71	冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備	現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省	措置済	HFC-32等の微燃性ガスについて、高圧ガス保安法冷凍保安規則(昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十一号)において不活性に位置づけ、高圧ガスの製造のための施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準等に必要な措置を講じた(平成28年11月1日付け改正)。	—
・リサイクル							
73	プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方	容器包装リサイクル法を所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。	平成25年度検討開始、平成26年度結論を得次第措置	経済産業省 環境省	措置済	容器包装リサイクル法附則に基づき、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合を平成25年9月から平成28年5月に渡り18回開催し、プラスチック製容器包装リサイクルの再商品化の在り方も含めた、容器包装リサイクル制度全体の施行状況の点検を行った。合同会合とりまとめの報告書において、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方については、材料リサイクル手法及びケミカル手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、現在の多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境を整備することが必要とされた。その後、総合的評価制度や入札制度がそれぞれ見直され、それらに基づく運用が平成29年度向けの入札から行われた。	—

2. 保育分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
2	保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大	「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	平成25年度以降 平成29年度まで 毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成27年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成28年4月現在の状況を調査し、公表した。 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市	平成29年度は社会福祉施設等調査によって、多様な主体の参入状況を把握する予定(規制改革推進室には協議済み)
3	利用者のニーズに応えた保育拡充	5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。	平成25年度に措置し、平成29年度まで措置を行う。	厚生労働省	措置済	平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。 平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保。 同プラン推進のため、平成27年度、平成28年度及び平成29年度予算において「保育対策総合支援事業費補助金」及び「子どものための教育・保育給付費補助金」により、必要な経費を確保。	引き続き待機児童解消加速化プランを推進
4		保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。	平成25年度以降 平成29年度まで 毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年10月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年12月現在の状況を調査し、公表した。 平成27年12月現在の状況を調査し、公表した。 ○調査対象(平成26年度):都道府県、指定都市、中核市待機児童数が50人以上の市区町村(指定都市、中核市を除く。)(87自治体)	平成29年度も同様に調査を実施する予定

5. 創業等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出							
9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	検討中	総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第86号)に係る関係政府令等を整備した(平成26年3月11日及び同年9月1日に施行)。	引き続き、総合的な取引所の実現に向けて積極的に取り組む。
③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備							
18	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年上期措置	個人情報保護委員会	措置済	平成27年9月に個人情報保護法の改正法(※)が成立し、匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の概念が新設され、その加工基準等は個人情報保護委員会規則で定めることとされた。これを受けて、同委員会において、法案の国会審議における議論、関係者からのヒアリング及びパブリックコメントを踏まえて、平成28年10月に匿名加工情報の取扱い等に係る政令及び規則が公布された。さらに、平成28年11月には、あらゆる事業者に汎用的に適用される「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を、平成29年2月には、事業者が匿名加工情報を作成するための考え方や手法を示した個人情報保護委員会事務局レポートを公表した。 また、平成28年度は改正個人情報保護法及び規則・ガイドライン等について重点的な周知・啓発を行い、全国47都道府県において説明会を開催したほか(28年度末時点で計192回)、ラジオや新聞を活用した広報を実施した。 ※個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)	改正個人情報保護法の円滑な全面施行(平成29年5月30日)に向けて、引き続き、規則・ガイドラインの周知等を行ってまいりたい。